

第22回入善町農業委員会議事録

令和4年5月9日午後1時30分から第22回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 12名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆
12番 鍋嶋 太郎	14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	18番 長原 均

欠席委員 5名

4番 森下 さゆり	7番 島瀬 康一	11番 坪野 和夫	13番 永山 美和
16番 田中 吉春			

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第84号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第85号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第86号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第87号 入善町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。田植えで大変お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。この頃天気が良く、稲がすくすく順調に育ってくれればと思います。本日は案件が少ないですが、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第22回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。10番米山委員と14番吉原委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第84号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第58号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は、入善町舟見〇〇外1筆の計2筆。いずれも台帳地目、現況地目ともに田、面積は107㎡です。

申請者は富山市豊田本町〇〇の〇〇さん。転用目的は貸宅道敷地です。

申請者である〇〇さんの父が、昭和50年頃、農作業と生活の利便性向上のため、住宅への侵入路を設け、現在に至っています。

このたび農地法の手続きを取っていなかったことが判明したため、始末書をつけての申請となりました。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、住宅と公道を最短で接続できる申請地は進入路として最適であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、集落接続の要件を満たすものと考えます。

申請地は除外縦覧中であり、令和4年5月中旬に農用地区域外となる予定です。また愛本新用水土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は愛場委員にいただいております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

愛場委員

前回の総会では〇〇さんが周辺の農地を取得するというので、話があったかと思います。それに関連して、この案件は、住宅敷地の農業用倉庫が建っている側に、申請人の父が無許可で農作業用の道路を作ってしまったものです。住宅に直接農機具を運ぶにはこの道路が最短で、現場も確認しましたが、周辺の営農活動に支障はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

地図上では別の既存道路がありますが、利用できるのでしょうか。

愛場委員

この既存道路は細く曲がっているうえ、この方向からでは農業用倉庫までたどり着けないようになっています。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第84号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第85号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第5、議案第86号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第85号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和4年5月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、3件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請がありますので、議案第86号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和4年5月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。今回は全て新規設定で、飯野地区3件、5筆、2,629㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進

に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第85号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第86号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第87号、入善町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

入善町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について、農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求めます。令和4年5月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農業委員会の活動につきましては公平性や透明性が求められており、前年度の活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成して、毎年度公表することになっておりました。

今年度からは、農業委員会による最適化活動の見直しの関係で、活動計画に代わる「最適化活動の目標」を4月末までに、「点検・評価」に代わる「事務の実施状況等」を6月末までに公表することとな

っております。

令和4年度の「最適化活動の目標」に関しては、先月の農業委員会総会にてお諮りし、決定したところですので、本日は、令和3年度の「活動の点検・評価」について、ご審議いただきたいと思っております。議案書の7ページをご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてですが、農業の概要については、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。下段の農業委員会の現在の体制については、令和2年7月に行われました改選後の委員数と、現在の実数を記載しております。

次に8ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。集積目標が2,630haのところ、実績は2,592.3haで、目標に対する達成状況は、98.6%でした。活動の実績としては、概ね計画通りに実施することができました。その評価として、目標値は妥当であることから、今後とも高いレベルでの目標設定を継続すべきとしました。また、活動に対しての評価としては、関係機関と連携して、更なる利用集積を図るとしました。

次に9ページ、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。令和3年度は、新規参入者はありませんでした。今後とも、就農意欲のある者に対して支援活動を進めていくことが必要です。

次に10ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。解消目標については、計画時と変わらず、ダイナム横の3筆、0.3haで、達成状況は0haです。その評価としては、目標を達成できなかったが、今後とも粘り強く監視・指導を継続するとともに、新たな遊休農地の発生を防止するとしました。

次に11ページ、「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。実績については、年度末時点の違反転用面積は0haで、課題としては、転用申請で初めて違反転用を発見するケースが多いこと、違反転用の啓発活動が必要であることを挙げました。計画に対する実績としては、概ね計画通りに活動することができ、その評価としては、今後も違反転用発生予防の継続を図るとしました。

次に12ページ、「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。農地法第3条に基づく許可事務については、3月までの数字で、1年間の処理件数は15件であり、農地転用に関する処理件数は、17件でした。

13ページの農地所有適格法人からの報告への対応では、ご覧のような報告数になりました。

続きまして、「4 情報の提供等」についてです。農地法の改正により、農業委員会では、実際の賃借料の平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象賃貸借件数は1,371件、農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は899件、農地基本台帳の整備については、整備対象面積は3,838haでありました。

次に、14ページの「Ⅶ地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、特にありませんでした。

「Ⅷ事務の実施状況の公表等」については、総会等の議事録及び活動計画の点検・評価の公表は、HPに公表しています。農地等利用最適化推進対策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。

以上が、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林委員

農地所有適格法人からの報告への対応に関してですが、56法人中55法人から報告があったことになっています。差分の1法人が、もし報告書を提出していないのであれば、地区担当の農業委員とも情報を共有し、協力して事務を進めるのが良いのではないかと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。町内に農地所有適格法人は56あるのですが、この1法人に関しては、事業開始から1年経っておらず、報告対象になっていなかったという事情があります。

小林委員

分かりました。

議長（鍋嶋 太郎）

農業委員会の状況の部分で、農林業センサスや農地台帳など、それぞれのデータに基づいた耕地面積が示されていますが、どの市町村でも面積の数字にずれが出てくるものなのでしょうか。

事務局

それぞれのデータの集計方法が異なるため、他市町村でも、ある程度数字にばらつきがあるように思います。

議長（鍋嶋 太郎）

分かりました。耕地面積に関連して、今後懸念されるのは転作を促す水田活用の交付金のことだと思います。5年間水張りしない農地は交付金の対象から除外されるということで、町の農地の扱われ方がどうなっていくのか心配です。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第87号、入善町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

小林委員

今年度、町の農作業等標準料金の見直しを行い、それに伴って地代が下がりましたが、特に農地中間管理機構に預けている農地は、地代の変更契約が必要だと思われます。変更手続きのスケジュールを教えてください。借り手が動くべきなのか、農地中間管理機構から案内いただけるのか、地域の方から質問があるかもしれないので。

事務局

6月20日以降、町農業公社から、農地の出し手に対し、郵便で契約変更の案内が送られます。借り手の方々に対しては、大きな農家さんですと扱う筆数が膨大かと思しますので、町公社の者が直接書類を持って伺う予定です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは他に事務局から何かありますか。

事務局

お手元にある「令和4年度農林関係税制改正に関する要望」についてですが、こちらは昨年に提出したものです。6月半ばに、令和5年度の要望を提出する必要があるため、次回の総会でまた要望内容を調整していきたいと考えております。もし気になる事柄などありましたら、事務局にお話をお聞かせください。

小林委員

税制の関係で言うと、インボイス制度について、個別経営体に近い農家さんにはさほど影響はないと思われませんが、集落営農組織の従事分量配当に課税がされてくるといのはかなり大きいと思われま。免税事業者との取引はあらゆるところで行われています。地域農業を担う重要な集落営農組織に対して、農林水産省として何らかの軽減措置があればありがたいです。

議長（鍋嶋 太郎）

基盤強化準備金制度についてですが、機械によって対象になるものとならないものがあるので、準備金の対象を拡大してほしいという思いがあります。

事務局

ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第22回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月2日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時15分）